

平成31年度市・県民税 主な改正をお知らせします

問い合わせ先 ●市・県民税について…

課税課市民税班 ☎(93) 0443

配偶者控除等の見直しについて

①配偶者控除

新たに適用を受ける申告者自身の合計所得金額に応じて控除額が段階的に下がる仕組みとなります。また、合計所得金額に上限が設けられ、1,000万円以上の申告者は配偶者控除の適用を受けることができません。

②配偶者特別控除

控除の対象となる配偶者の合計所得金額が、現行の76万円から123万円まで引き上げられます。

③障害者控除

従来の控除対象配偶者に代わり、申告者の同一生計配偶者(※)が障害者である場合には、その申告者は障害者控除の適用を受けることができます。

※同一生計配偶者

申告者本人の所得に制限はなく、次の全ての要件を満たす人

○申告者と同一世帯

○合計所得金額が38万円以下

●配偶者控除額と 配偶者特別控除額の一覧表

		申告者の合計所得金額 (平成30年分から適用)		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
		配偶者特別控除額		
		38万円超	90万円以下	90万円超
配偶者特別控除	38万円超	33万円	22万円	11万円
	90万円超	31万円	21万円	11万円
	95万円超	26万円	18万円	9万円
	100万円超	21万円	14万円	7万円
	105万円超	16万円	11万円	6万円
	110万円超	11万円	8万円	4万円
	115万円超	6万円	4万円	2万円
	120万円超	3万円	2万円	1万円
123万円超	0万円	0万円	0万円	

社会保険料控除用 納付額確認書などの送付

平成30年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。各関係機関から次の納付額確認書などが送付されますので、申告時に利用してください。

▼国民健康保険税納付額確認書

後期高齢者医療保険料納付額確認書

介護保険料納付額確認書

市から1月下旬に発送します。これらの書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。

▼国民年金保険料の納付証明書

日本年金機構から、2月上旬に送付されます。年金保険料で、社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書や領収証書の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

●国民健康保険税について
納税課管理班

☎(93) 0434

●国民年金課国保税班

☎(93) 4084

●後期高齢者医療保険料について
国保年金課高齢者医療年金班

☎(93) 4085

●介護保険料について
高齢者福祉課介護保険班

☎(93) 4980

●国民年金保険料について
ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004

☎03(6630)2525

おむつの医療費控除

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

おむつ代で医療費控除 を受けるときは

次の書類を用意して確定申告をしてください。

○おむつ代の領収書

○おむつ使用証明書
(医師が発行します。なお、様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

2年目以降の人は

おむつ使用証明書の代わりに『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書(以下、「確認書」)を高齢者福祉課窓口で交付しています。対象

次の全ての要件を満たす人

○介護保険の要介護認定を受けている人

○『障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)』の記載がB1、B2、C1、C2のいずれかの人

○『尿失禁の可能性』の記載が『あり』の人

○主治医意見書が、平成30年または、平成29年(※)に作成されている人

※要介護認定の有効期間が13か月以上の場合に限る

■注意事項 確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

☎高齢者福祉課
☎(93) 4980

要介護認定を受けている高齢者に 「障害者控除対象者認定書」を発行します

☎・申請先 高齢者福祉課 ☎(93) 4980

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、『障害者控除対象者認定書』を発行しています。

この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出をすると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうち体位を変えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排泄などについても介護者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりはしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

なお、全ての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませので、詳しくは問い合わせてください。

■対象

次の要件を全て満たす人

○平成30年12月31日時点で、65歳以上の人

○要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人

○次の表1・2の「ランク」に該当する人

■持ち物

印鑑、介護保険被保険者証